

J 0 0 1 - 7 爪甲除去 (麻酔を要しないもの)			
【点数の見直し】		45点	60点
J 0 0 2 ドレーン法 (ドレナージ) (1日につき)			
【注の見直し】	注 3歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。	→	注 3歳未満の乳幼児の場合は、110点を加算する。
J 0 0 5 脳室穿刺			
【注の見直し】	注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。	→	注 6歳未満の乳幼児の場合は、110点を加算する。
J 0 0 6 後頭下穿刺			
【注の見直し】	注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。	→	注 6歳未満の乳幼児の場合は、110点を加算する。
J 0 0 7 頸椎、胸椎又は腰椎穿刺			
【注の見直し】	注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。	→	注 6歳未満の乳幼児の場合は、110点を加算する。
【新設】	(新設)	→	J 0 0 7 - 2 硬膜外自家血注入 800点 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出

た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

注2 硬膜外自家血注入に伴って行われた採血及び穿刺等の費用は、所定点数に含まれるものとする。

J008 胸腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）

【注の見直し】

注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。

注 6歳未満の乳幼児の場合は、110点を加算する。

J010 腹腔穿刺（人工気腹、洗浄、注入及び排液を含む。）

【注の見直し】

注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。

注 6歳未満の乳幼児の場合は、110点を加算する。

J011 骨髄穿刺

【注の見直し】

注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。

注 6歳未満の乳幼児の場合は、110点を加算する。

J012 腎嚢胞又は水腎症穿刺

【注の見直し】

注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。

注 6歳未満の乳幼児の場合は、110点を加算する。

J017-2 リンパ管腫局所注入